

経 審 Q & A

【申込み・審査日程等について】

- Q 1. 経営事項審査の受審予約申込をしたい。
- Q 2. ○○（市町村等）に提出するために受審を急ぐので、どうしたら良いか？
- Q 3. 法人成りや事業承継により、前回の結果通知書が使えないので、経審を早く受けてたい。
- Q 4. 法人設立（個人開業）直後でも経審は受けられますか？ 経審を早く受けてたいのですが。
- Q 5. 経審の予約完了メールが○月○日に届きましたが、いつ郵送したら良いですか？
- Q 6. 申請書等をどこで入手できますか？
- Q 7. 予約完了メールが届いて書類を郵送したが、どのくらいで結果通知が届くのか？
- Q 8. 対面審査を希望したいがどうしたらいいか？

【申請書の記載について】

- Q 9. 申請書への押印は必要ですか？
- Q 10. 書き方や必要書類を教えてください。
- Q 11. 利益額の書き方がわかりません。

【完工高の記載について】

- Q 12. 土木一式工事や建築一式工事に含めることができる専門工事はありますか？また、完成工事高付表の書き方がわからないので教えてください。
- Q 13. 3年平均の完成工事高の書き方がわかりません。
- Q 14. 法人成り及び事業承継の要件を教えてください。
- Q 15. 法人成り、事業承継又は決算期変更を行った際の完成工事高の書き方について
- Q 16. 工事経歴書の書き方がわかりません。

【技術職員名簿について】

- Q 17. 技術者で雇用されてちょうど6ヵ月の方は技術職員名簿に記載できますか？
- Q 18. 社会保険に入っている適用事業所ですが、社保に入っていない技術者は名簿に載せられませんか？
- Q 19. 会社は以前からやっていますが、最近許可を取得し近々経審を受ける予定です。社保にも最近入りましたが、技術者は、名簿に載せられますか？
- Q20. 二級の施工管理技士の免許を持っていますが、監理技術者の講習は受講しているので、有りとして記入してよいですか？
- Q 21. 従業員が新たに資格を取りましたが、経審にあげられますか？
- Q 22. 経審で受ける業種以外の技術職員の資格についても、加点対象になりますか？

【社会性等について】

- Q 23. 指名停止をうけましたが、法令遵守の状況に該当ありとなりますか？

【その他】

- Q 24. 合併、分割、譲渡等の場合の注意事項は何ですか？
- Q 25. 経審を○業種受けたいけれど、証紙はいくら必要ですか？
- Q 26. 最近、業種追加をしたのですが、その業種で経営事項審査を受けることは出来ますか。審査基準日時点では、その業種はありませんでした。
- Q 27. 前回と同じ審査基準日で経営事項審査を再度受けてたいのですが、受け直すことは出来ますか？（最近した業種追加、名簿に入れ忘れていた技術職員の追加など）
- Q 28. 前回の経営事項審査申請書控写しを紛失してしまいましたが、どうしたらいいですか？
- Q 29. 経営事項審査結果通知書を紛失してしまいましたが、どうすればいいですか？

【申込み・審査日程等について】

Q 1. 経営事項審査の受審予約申込をしたい。

A 1. 「ふくおか電子申請サービス」による予約を頂ければ、**すぐにシステムから予約完了のメールが到達します。**~~一週間程度で予約完了メールを送信します。~~（申し込み業者数や申込み日時等により多少前後することがあります。）審査予約申込みをしたのに、予約完了メールが届かない場合は、**➡県庁建築指導課へご連絡ください。**（092-643-3719）

Q 2. ○○（県市町村等）に提出するために受審を急ぐので、どうしたら良いか？

A 2. 前年度受審されている方は、前回の結果通知書の有効期間が、前回審査基準日から1年7ヵ月ありますので、そちらをご活用ください。

経営事項審査は、予約→審査→審査結果通知という一連の流れを一定のスケジュールに沿って行っております。個々の建設業者のご事情に応じた審査スケジュールの調整は、行えません。

各行政庁等の入札参加申請をお考えの建設業者の皆様は、経営事項審査の受審が第一優先と考え本県経営事項審査制度の受付期間や審査期日を遵守して頂くようお願いいたします。

※経営事項審査は直前の決算日を審査基準日とするため、新たな決算日を迎える以前に申請が必要です。

Q 3. 法人成りや事業承継により、前回の結果通知書が使えないので、経審を早く受けたい。

A 3. 本県経営事項審査制度における受付期間、審査期日は令和7年度から期限を撤廃し、年間を通じて申請が可能となっております。

~~本県の令和8年度入札参加資格申請が可能となる経営事項審査における審査基準日は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間です。各公共団体等の資格審査はそれぞれで行われておりますので、申請者様の各事業における整理時期等は予めご検討の上で本県の経審を予約・受審されて下さい。~~

Q 4. 法人設立（個人開業）直後でも経審は受けられますか？経審を早く受けたいのですが。

A 4. 設立（開業）日を審査基準日として受けることができます。経営事項審査の予約申込みにおいて、**【6】審査基準日の区分で「設立・開業日、開始決算日等」にチェックを入れてください。**

※公共事業を事業の中心とお考えの場合は、法人設立時期や事業承継日、建設業許可申請等のスケジュールを予めご検討の上で受付・受審されて下さい。（その他、上記A3.参照）

Q 5. 予約完了メールが○月○日に届きましたが、いつ郵送したら良いですか？

A 5. 予約完了以降に、速やかに下記送付先にレターパック等で郵送して下さい。郵送が遅れた場合、前回受審の1年7ヵ月の有効期間が切れてしまう、新たな決算日を迎えてしまって受審できないなどの不利益を被る場合があります。

（送付先）

〒812-0044 福岡市博多区千代1丁目20-31
福岡県千代合同庁舎2階 経審・入札審査室
電話：092-292-5736 ~~5728~~

Q 6. 申請書等をどこで入手できますか？

A 6. 福岡県ホームページからダウンロードできます。（「福岡県 経営事項審査」で検索）
また、お近くの県土整備事務所等にある用紙販売所（P.78参照）で購入できます。

Q 7. 予約完了メールが届いて書類を郵送したが、どのくらいで結果通知が届くのか？

A 7. 申請書を受領して審査を行い、補正などある場合は補正を解消してから、**2週間程度 返送された申請書副本の受付印の日付から起算して、約1～2ヵ月程度**でお手元に結果通知書が届きます。ただ

し、~~副本返送後に書類の不備が発覚した場合などは、前述の期間を超える場合があります。そのため、時間的な余裕を十分に見込んだ上で、早めの申請をお願いします。~~

~~※例年、11月～1月に申請が集中しており申請～結果通知まで2カ月以上を要する原因となっております。~~

※結果通知書の発行を特別に早めてほしい、急いでいるため窓口で受け取りたいなどのご要望には一切お応えできません。予約完了後は、速やかな書類郵送をお願いします。

Q 8. 対面審査を希望したいがどうしたらいいか？

A 8. 対面による審査は原則として行いません。

【申請書の記載について】

Q 9. 申請書への押印は必要ですか？

A 9. 令和3年1月1日以降、申請書への押印は不要となりました。

Q 10. 書き方や必要書類を教えてください。

A 10. 手引き「経営事項審査申請に必要な書類 (P.8)」「チェックリスト (経営規模等評価申請書・確認書類一覧表) (P.10～)」と「申請書類の作成 (P.21～)」を参照してください。

Q11. 利益額の書き方が分かりません。

A11. 経営状況分析結果通知書の最下欄に営業利益と減価償却実施額の記載がありますので、そちらの数字を転記し、4つの数字を足したものを2で除したものが利益額となります。その為、まず経営状況分析を受けてください。

なお、決算期変更、事業承継や法人成りについては、当期の数字は経営状況分析と一致しますが、前期は完工高と同様に按分計算する必要がありますので、注意してください。

【完工高の記載について】

Q12. 土木一式工事や建築一式工事に含めることができる専門工事はありますか？また、完成工事高付表の書き方がわからないので教えてください。

A12. <一式工事に含めることができる専門工事 (標準) >

一式 工事	土木一式	←	とび土工、石、舗装、しゅんせつ、水道施設、鋼構造物、解体 (注：鋼構造物については、土木に関する工事のみに限られます。)
	建築一式	←	大工、左官、屋根、タイル、板金、ガラス、防水、内装、熱絶縁、 建具、鋼構造物、鉄筋、塗装

注意：矢印←の方向に向かってのみ振替ができます。右の枠内での振替はできません。付表の書き方は本書 P.30～を参照してください。

注) 付表で合算した専門工事に関しては、経審を受審することはできません。当期から合算可能です。過年度分で既に「専門工事」又は「その他の工事」として計上したものを改めて一式工事として計上することは出来ません。逆に、専門工事と一式工事を分離する場合でも、当期のみ可能です。過年度分は、前回審査時の数字をそのまま記載することになります。

Q13. 3年平均の完成工事高の書き方が分かりません。

A13. 工事の種類ごとに、左側の完成工事高計算表に前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高をそれぞれ記入し、その合計を2で除した値を項番32に記入してください。

Q14. 法人成り及び事業承継の要件を教えてください。

A14. 法人成り又は事業承継した後に、経営事項審査の実績を引き継ぐためには下記の要件があります。

要件を満たしている場合、法人設立日又は個人開業日から遡って、過去2年又は3年の工事実績を審査基準日に合わせて按分計算してください。

○法人成りの要件

- ① 前個人事業主が廃業すること。
- ② 前個人事業主が50%以上を出資して設立した法人であること。
- ③ 前個人事業主の営業年度と法人の営業年度が連続しており、法人設立後2ヵ月以内に許可申請すること。
- ④ 前個人事業主が法人の代表権を有する役員に就任していること。

○事業承継の要件

- ① 新事業主が前事業主の配偶者か2親等以内の者
- ② 前事業主が廃業すること
- ③ 前事業主と新事業主の営業年度が連続しており、前事業主の廃業後2ヵ月以内に新事業主が許可申請すること。
- ④ 新事業主が前事業主の補佐をした経験を有すること。

Q15. 法人成り、事業承継又は決算期変更を行った際の完成工事高の書き方について

- A15. ① 法人成り又は事業承継の場合は、法人成り等をした時点を審査基準日とし、法人成り又は事業承継前の完成工事高の実績を当該審査基準日より遡って月数単位で按分した上で計上してください。(詳しくは、本書P.37を参照のこと)
- ② 決算期変更の場合は、変更後の決算年月日を審査基準日とし、決算期変更前の完成工事高実績については、当該審査基準日に合わせて月数単位で按分した上で計上してください。(詳しくは、本書P.37、38を参照のこと)
- ③ 法人成り又は事業承継後最初の決算で受審する場合もあり、過去2年又は3年間の完成工事高実績を算出する際に、当該決算日を審査基準日として、月数単位で按分計算を行う必要があります。

Q16. 工事経歴書の書き方がわかりません。

A16. 本書「7. 工事経歴書」(P.75)を参照してください。なお、決算後の変更届を既に提出している場合は、そちらをコピーして提出してください。

注) 決算日時点で建設業許可を持っている場合は、決算後の変更届を県土整備事務所に提出していないと経審を受審できません。

注) 建設業法上の決算変更届出を提出する必要のない場合(法人成等)は、その審査基準日における工事経歴書を作成して提出して下さい。

【技術職員名簿について】

Q17. 技術者で雇用されてちょうど6ヵ月の方は技術職員名簿に記載できますか？

A17. 技術職員名簿に記載できるのは、審査基準日時点で6ヵ月と1日以上雇用していることが要件であるため、ちょうど6ヵ月の方は記載できません。

Q18. 社会保険に入っている適用事業所ですが、社保に入っていない技術者は名簿に載せられませんか？

A18. 社会保険に入っている会社については、社会保険で常勤性の確認を行っています。載せられません。但し、対象者が後期高齢者の場合は除きます。(本書P.50を参照のこと)

Q19. 会社は以前からやっていますが、最近許可を取得し近々経審を受ける予定です。社保にも最近入りましたが、技術者は、名簿に載せられますか？

A19. 社会保険に入っている会社については、社会保険で6ヵ月超雇用の確認を行っています。社会保険の取得年月日が6ヵ月を超過していない場合には載せられません。

Q20. 二級の施工管理技士の免許を持っていますが、監理技術者の講習は受講しているのに、有り」と記入してよいですか？

A20. 講習受講「有り」としてよいのは、一級の国家資格のみです。併せて、監理技術者証と講習修了証の両方を持っている必要があります。それ以外は、必ず「無し」にしてください（本書P.43～「業種別技術職員コード表」の二重丸◎がついている資格のみ）。

Q21. 従業員が新たに資格を取りましたが、経審にあげられますか？

A21. 審査基準日時点で取得している資格でなければ対象外となります。なお審査基準日時点で6ヵ月を超えて（6ヵ月と1日以上）雇用されていることが必要です。

Q22. 経審で受ける業種以外の技術職員の資格についても、加点対象になりますか？

A22. 経審を受ける業種のみ加点対象になります。

【社会性等について】

Q23. 指名停止をうけましたが、法令遵守の状況に該当ありとなりますか？

A23. 指名停止は該当しません。発注団体の内部規則に基づく処分の為です。他方、営業停止及び指示処分の建設業法上の監督処分を受けた場合には「該当有り」となります。

【その他】

Q24. 合併、分割、譲渡等の場合の注意事項は何ですか？

A24. 財務諸表の合算等の手続きが必要となります。

県庁建築指導課と事前協議を実施の上、審査を受けるようにしてください（092-643-3719）。

Q25. 経審を○業種受けたいけれど、証紙はいくら必要ですか？

A25. 8,500円＋{(○業種)×2,500}円で算定した料金になります。

Q26. 最近、業種追加をしたのですが、その業種で経営事項審査を受けることは出来ますか？審査基準日時点では、その業種はありませんでした。

A26. 経営事項審査の申請時まで、追加した業種があれば、その業種で受けることが出来ます。なお、業種追加した分の完成工事高は、直近の決算期において、追加した業種の欄に計上してください。ただし、前年度、前々年度に「その他工事」として計上したものを前審査対象事業年度以前の当該業種の工事実績として計上することはできません。（工事の実績ある場合は、「その他の工事」に計上してください。）

Q27. 前回と同じ審査基準日で経営事項審査を再度受けたいのですが、受け直すことは出来ますか？（最近した業種追加、名簿に入れ忘れていた技術職員の追加など）

A27. **新たな審査基準日が到来する前** ~~経営事項審査の受付期間（R6.4.1～R7.1.20）内~~であれば、再受審というかたちで受け直すことが出来ます。ただし、加点する業種分の審査手数料が発生します（Q26参照）。例えば、2業種が加点対象の場合13,500円の福岡県の領収証紙が必要です。再受審を希望される方は、「ふくおか電子申請サービス」から再度、予約申込みを行ってください（令和7年1月10日必着）。審査の際に必要な書類として、今回申請される経営規模等評価申請書・総合評定通知書（正・副本）、加点対象となる証明資料、建設業許可通知書（写）、許可申請書（副本）（写）、前回の経営規模等評価申請書・総合評定通知書（副本）（写）、審査基準日の分析結果通知書、経営

規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）が必要となります。

県の入札参加資格審査申請は、すでに提出されている方は、提出不要です。ただし、入札参加資格審査申請の業種追加を希望する場合は、再度、追加業種分の入札参加資格審査申請書類一式を提出する必要があります。

Q28. 前回の経営事項審査申請書控写しを紛失してしまいましたが、どうしたらいいですか？

A28. チェックリスト NO. 7、8、12 について、

工事種類別完成工事高を 2 年平均で選んだ場合は、2 カ年分。3 年平均を選んだ場合は、3 カ年分を提出してください。

チェックリスト NO. 10 は省略できません。

Q29. 経営事項審査結果通知書を紛失してしまいましたが、どうすればいいですか？

A 29. 一般社団法人建設業情報管理センター（CIIC）が一般公開している公表サイト（<http://www7.ciic.or.jp/>）から、最新の結果通知書を確認・保存・印刷できます。

上記のサイトによる確認ができない場合やどうしても公印付きの結果通知書が必要な場合は、経営事項審査結果通知書の原本証明書という形で交付ができます。詳細は県 HP（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keisinnshyoumei.html>）をご覧ください。